

1 地下水を「育む」取組み

 地下水のかん養に取り組んでいます。



水道水源である地下水を保全するために、また、熊本市地下水保全条例や熊本県地下水保全条例における地下水採取者としての責務を果たすために、上下水道局では、白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に参画しています。平成23年度は、21,878千円を負担し、671.3万m³(上下水道局の取水量の約8%)の地下水かん養に寄与しました。



くまもと地下水財団の活動に参画しています。

くまもと地下水財団は、熊本地域で地下水保全のために活動してきた3組織を統合して平成24年4月に設立されました。主な事業として(1)地下水環境調査研究事業、(2)地下水水質保全事業、(3)地下水かん養事業、(4)地下水採取・使用適正化事業に取り組んでいます。

熊本地域における地下水保全に向けた取組みの連携強化のために、上下水道局もくまもと地下水財団の活動に参画しています。平成24年度は、24,776千円(上下水道局の取水量×0.3円)を負担しています。



水の有効利用に取り組んでいます。

大切な水道水も、家庭に送る途中で漏れるとムダになるばかりでなく、道路が水浸しになったり、時には思わぬ災害を引き起こすことがあります。

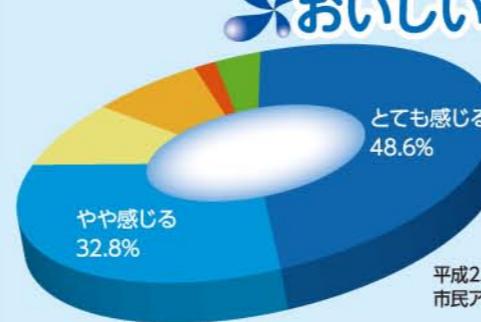
上下水道局では、貴重な水資源を有効活用するため、計画的な配水管の更新を行うとともに、昼間だけでなく、騒音や振動の少ない夜間にも漏水調査を行い、漏水の早期発見、早期修理に力を注いでいます。

平成23年度
有効率
93.9%



2 地下水のおいしさを「届ける」取組み

おいしい水道水が熊本市の自慢です。



平成23年度熊本市第6次総合計画
市民アンケート調査結果

水道水をおいしいと感じる市民の割合
(とても感じる+やや感じる)

81.4%

徹底した安全管理をしています。

水道用井戸水の検査

健軍水源地の5号井など 年3回*



井戸からくみあげたそのままの水(原水)

配水場・配水池の検査

健軍配水場など 年2回*



原水を塩素消毒(一部ろ過)した水

給水栓末端の検査

公園や公民館など 月1回



蛇口から出る水(残留塩素、色、濁りは毎日検査)

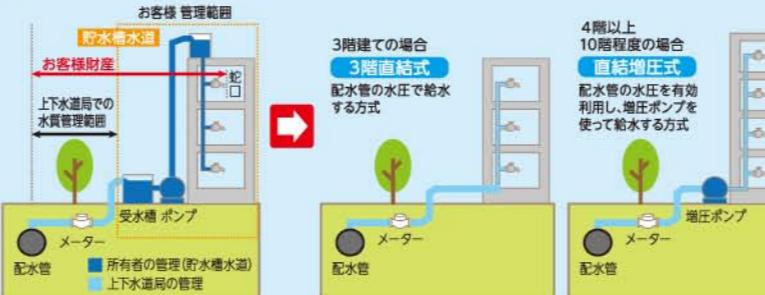
*水質の状況に応じて臨時の検査も随時行っています。



J W W A - G L P O T 4
水道 G L P 認定

お勧めします。

直結給水!



水槽を経由しない3階直結・直結増圧方式の普及を促進しています。これらの給水方式は、断水時や停電時には給水が停止するというデメリットもありますが、配水管からの水道水を直接蛇口に給水しますので、常に安全で衛生的な水をお使いいただけます。また、維持管理スペースの省力化、省エネルギーなどのメリットもあります。

3 地下水を自然に「還す」取組み

役割分担しながら、熊本の水環境を守っています。



汚水処理施設には、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等があり、それぞれ特徴があります。汚水処理施設それぞれの特色を活かして連携しながら整備することにより、公共水域における水質保全がより一層促進されます。

平成23年度
下水道普及率
86.2%

上下水道では、平成33年度までに下水道普及率96.1%を目指します。

みなさまの快適な暮らしを守っています。

浄化センターでは、流入水(浄化センターに入ってくる汚れた水)や放流水(浄化センターできれいにして、川や海に返す水)等の水質検査を行っています。特に放流水は、水質汚濁防止法等で、排出基準が定められており、その基準を満たしているか確認しています。

平成23年度水質検査結果(中部浄化センター:年間平均値)

探水地点	検査項目	単位	数値
流入水	pH	-	7.5
	BOD	mg/L	208.0
	SS	mg/L	158.0
	大腸菌群数	個/ml	370,000

探水地点	検査項目	単位	数値
放流水	pH	-	6.8
	BOD	mg/L	3.2
	SS	mg/L	2.8
	大腸菌群数	個/ml	1.0

pH 水の酸性・アルカリ性の度合いを示す。数値が7程度が中性で、それより大きいときはアルカリ性、小さいときは酸性。中性に保たれている必要があります。

BOD 水中の有機物が微生物に分解されるときに使われる酸素の量。数値が大きいほど汚れていることを示す。

大腸菌群等を含む細菌類の数。腸管系病原菌(赤痢菌等)に対する処理効果を判定する。数値が大きいほど汚れていることを示す。

放流水の水質検査
各浄化センター 月2回



*処理状況確認の検査は常に行ってています。

環境に配慮し、効率的な下水処理を目指しています。

上下水道局では、下水道施設における自然エネルギーの活用、下水汚泥固形燃料化・下水汚泥消化ガス発電等)や新たな処理技術の研究を行うことにより、環境負荷低減を目指しています。

もうすぐ春。引越しを控えた方も多いのでは?
上下水道のお手続きもお忘れなく!

1 お引越しが決まったら

4~5日前までにお電話でお手持ちの「水道ご使用量のお知らせ」や「水道料金等領収証」に記載してある水せん番号CDをお知らせください。



2 水道料金の清算をお願いします

実際の使用期間に対して請求時期が遅れていますので、2~3ヶ月分を一括してお支払いいただくことがあります。お届けがない場合、使用していない場合、基本料金がかかるまでのご注意ください。

3 お引越し先が熊本市内の場合

転居先の玄関にある青いビニール袋の中の「水道使用申込書」に必要事項をご記入のうえ、返信封筒でご返送ください。
※市内間移転でも再度口座振替手続が必要です。
※「水道使用申込書」がない場合や水が出ない場合は、お問い合わせください。

水道料金の口座振替手続について

「水道使用申込書」下段の「水道料金口座振替依頼書」の欄に必要事項を記入押印後、返送いただくか、直接金融機関窓口へ預・貯金通帳、金融機関届出印、水栓番号CDがわかるもの(「使用量のお知らせ」または「領収証」など)をご持参のうえ、お手続きください。

なお、申込書が必要なときは、ご連絡いただきますと郵送します。

※お申込みから口座振替開始まで約2ヶ月程かかります。
※経費削減のため、領収証不発行にご協力をお願いします。

お支払いの際、クレジットカードのご利用はできませんのでご了承ください。

マンションなどの使用戸数および総代人の変更届について



共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、そのつど「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要になります。届出書は、ご連絡いただきますと郵送します。
※水道検針時の「水道ご使用量のお知らせ」で、使用戸数や使用者名をご確認ください。

受付・お問い合わせ

料 金 課 ☎ 361-5400
北部上下水道センター ☎ 322-1177

水道料金等に関するお問い合わせの際は、番号をお確かめの上ご連絡ください。

西部上下水道センター ☎ 351-3154
富 合 営 業 所 ☎ 358-0070

城 南 営 業 所 ☎ 0964-46-6407
植 木 営 業 所 ☎ 272-1116

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などをお使いの方が、下水道に接続して污水を流し始めたから使用開始の届出が必要になります。また、転居などにより使用を廃止される場合にも届出が必要です。廃止のお届けがないと、料金が請求され続けますのでご注意下さい。
なお、水道水だけをお使いの場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求しています。
詳しくは下記のお問い合わせ先まで。

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400